

れず、てんたんとして人間を愛し、青少年をいつくしみ、その志を重んじ、そこにこそ御自身の政治を生かそうとしたあなたの御遺考がここにしのばれるのであります。

あなたは、中学時代、生家に税金滞納で差し押さえに来た役人から、中学校へ行くなど身分不相応だとののしられ、それに奮起し、そのとき、よし、こういう不見識な役人をなくすために自分は将来大蔵省の役人になり、ついには政治家として立とうと決意されたと伺っております。

少年のころの志が、後年のあなたのお人柄、青少年への深い思いやりに通じているのであります。あなたは、役人としては、いばらず、こびらず、公正で、しかも開朗にやさしかつた。また、政治家としては、廉潔を重んじ、国の将来の先生までを考えておられました。

あなたはまた、故池田元首相をはじめ気楽につき合うことのできるすぐれた友人に数多く恵まれ、酒をくみかわし、ときには興至れば郷里のよきい節

の一節にある「土佐の高知のはりまや橋で坊さん
かんざし……」などを歌いはやし、その他、小唄、民謡を口ずさむ、らいらくなして飄逸な一面
もおありだったそうであります。しかし、晩年、
最近の自分は歌も歌えない、笑つたこともない
と、嘆くがごとくしきりに述懐しておられたと聞
きます。晩年のあなたの内部にいかなる思いが去
来していたのか、いまはお尋ねするすべもござい

濱田さん、あなたは、生涯の大半を政治と行政にさきげられました。あなたは、土佐と明治の気骨を内に秘め、高雅にして誠実、思いやりと武骨さの二面を持ち、憂國の氣概にみなぎり、謙虚で、しかも広大な視野を有する眞の政治家でありました。

かつてあなたが腰かけておられたいすに、部屋に、また廊下を、いまだに白皙のあなたが背筋を伸ばして向こうからまつすぐ静かに歩いてこられたるような気がするのであります。あなたのこの世

における御存在があまりにあわただしく唐突に失われてしまったので、その別離の悲しみをいまにしてわれわれは風洞のごとき思いでかみしめていきます。(拍手)

○議長(河野謙三君)　日程第一　日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長伊藤五郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 前尾繁二郎

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

和国との間の貿易に関する協定の締結について
認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたし
長（河野謙三君） 日程第一　日本國と中華人
郎君。

す、委員長の報告を求めます。外務委員長伊

日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定

(6) 輸出され又は輸入される貨物の容認 第三条
いずれの一方の締約国も、他方の締約国の物品が当該一方の締約国の領域を通過して第三国領域に運送される際、通過に関連するすべての種類の関税、内国税その他の課徴金並びに規則及び手続に関し、当該運送中の物品に対し、最惠国待遇を与える。

1 友好的な協議を経て、
次のとおり協定した。

第一条

両締約国は、輸出入物品に関するすべての種類の関税、内国税その他の課徴金及びこれらの課徴金の徵収の方法並びに通関に関する規則及び手続について、相互に最惠国待遇を与える。

第二条

1 の規定を適用する場合の物品に関する要件は、各締約国が第三国に最惠国待遇を与える場合の要件と同一のものとする。

第三条

1 の規定は、いずれか一方の締約国が国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益には適用しない。

各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、関係国内法令に従い、関税、内国税その他の課徴金の免除に関して最惠国待遇を与える。

(1) 商品見本（ただし、貿易慣例上一般に商品見本として通用する数量に限る。）

(2) 試験用及び実驗用の物品

(3) 展覧会、見本市及び共進会に出品される物品

(4) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(5) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料

(6) 輸出され又は輸入される貨物の容認 第三条

いすれの一方の締約国も、他方の締約国の物品が当該一方の締約国の領域を通過して第三国領域に運送される際、通過に関連するすべての種類の関税、内国税その他の課徴金並びに規則及び手続に関し、当該運送中の物品に対し、最恵国待遇を与える。

第四条

1 両締約国間のすべての支払は、それぞれの締約国の外國為替管理に関する法律、規則及び命令に従い、日本円、人民幣又は両国において認められている交換可能な通貨で行うものとする。

2 両締約国は、1に規定する日本円又は人民幣による支払が行われる際、両国の関係銀行間の決済業務に関する取極が、それぞれの締約国との関係法令に従つて、有効に運用されることを歓迎する。

3 いすれの一方の締約国の法人（外国貿易機構を含む。）及び自然人も、両締約国の領域の間ににおける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転について、いかなる第三国の法人（人、外國貿易機構を含む。）及び自然人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

第五条

両締約国間の貿易は、日本国の中華人民共和国の法規に基づき、平等互恵の原則に従い、産業に關する技術交流を積極的に促進する。

第七条

両締約国は、両国との間で相互に貿易に関連する展覧会が開催されることを奨励する。各締約国は、自國におけるそれらの展覧会の開催につき、関係国内法令に従い、できる限りの支持を与える。

第八条

1 両締約国は、日本国の法人又は自然人と中華人民共和国の外國貿易機構との間に締結された商事契約から又はこれに関連して生ずる紛争については、まず当事者間で友好的な協議によつて解決するよう奨励するものとする。

2 紛争を協議によつて解決することができない場合には、当事者は、仲裁条項に基づき、仲裁の双方の当事者により、契約自体又は契約に関連する別個の約定によつて解決することができる。

3 両締約国は、当事者による両国の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法によつて奨励するものとする。

4 両締約国は、仲裁判断について、その執行が求められる国の法律が定める条件に従い、関係機関によつて、これを執行する義務を負う。

両締約国は、この協定の実施状況及び両国間の貿易に関する問題の検討（両国間の貿易関係の見通しについての意見交換を含む。）を行うこと及び、必要な場合には、両締約国の政府に対し適当な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る混合委員会を設置する。混合委員会は、少なくとも毎年一回、東京又は北京で交渉に会合する。

第十一条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、2の

規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

2 いすれの一方の締約国も、三箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

す。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○謹長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

す。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和四十九年四月五日

参議院議長 河野謙三郎
衆議院議長 前尾繁三郎

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

5 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に對し、千三百十四億七千二百万円の範囲内において出資することができる。

第二条に次の一項を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

5 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に對し、千三百十四億七千二百万円の範囲内において出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○謹長（土屋義彦君） 登壇、拍手

昭和四十九年四月五日

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

昭和四十九年四月二十六日 参議院会議録第十九号

日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

五三三

講じようとするものであります。

委員会におきましては、わが国の对外援助のあり方等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案とおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 農用地開発公団法案

日程第四 保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長初村瀧一郎君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

農用地開発公団法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎

農用地開発公団法案

農用地開発公団法

第一章 総則(第一条~第七条)
第二章 役員及び職員(第八条~第十八条)

官報 (号外)

第三章 業務(第十九条~第三十条)

第四章 財務及び会計(第三十一条~第四十一条)

第五章 監督(第四十二条~第四十三条)

第六章 雜則(第四十四条~第四十六条)

第七章 刽則(第四十七条~第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第一條 農用地開発公団は、開発して農用地とする

ことの適当な未墾地等が相当の範囲にわたつ

て存在する地域において、農畜産物の濃密生産

団地の建設に必要な農用地の開発、農業用施設の整備等の業務を総合的かつ計画的に行うこと

により、農畜産物の安定的供給と農業經營の合理化に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 農用地開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、二億円と附則第六条第

四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資するものとする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができます。

第六条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第七条 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、農用地開発公団という名称を用いてはならない。

第七条 次の各号の一に該当する者は、役員とされることができない。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

2 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接なる者である。

3 前号に掲げる事業者の役員(いかなる名前によるかを問わず、これと同等以上の支配力を有する者を含む。)

4 前号に掲げる役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

5 前号に掲げる役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

6 職務上の義務違反があるとき。

7 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするとときは、あらかじめ、農林大臣の認可を受けなければならない。

8 (役員の兼任禁止)

9 理事長は、前項の規定により役員を解任しようとするとときは、あらかじめ、農林大臣の認可を受けなければならない。

10 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

11 第十四条 役員は、營利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 公団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、公団の理事又は職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 近代的な農業経営の成立のために必要な農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ)及び農業用施設を有する農畜産物の濃密生産田地を建設するため、次の事業を行うこと。
イ 農用地の造成(農用地間における地目変換の事業を含む。)及びこれと併せて行う農業用施設(農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。)を除く。以下この号において同じ。)の用に供される土地の造成又は改良

ロ 土地改良施設の新設若しくは改良又は農

用地の改良若しくは保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水若しくはこれらに準ずる事業として政令で定めるものであつて、イの事業と併せて行うもの

ハ 農業用施設の新設又は改良であつて、イの事業と併せて行うもの

二 前号イ又はロの事業と併せて当該事業の実施に係る農用地に関する権利又はその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利若しくは水の使用に関する権利の交換分合を行うこと。

三 第二号の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設についての災害復旧事業を行うこと。ただし、当該業務が完了した後に行うものを除く。

四 第一号の業務を行うことにより新設され、又は改良された農業用施設の譲渡しを行うこと。

五 第一号の業務と併せて農機具、家畜その他農林省令で定める物の売渡しを行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。公団は、前項の業務のほか、委託に基づき、農林大臣の認可を受けて、同項第一号イ若しくはロの事業として行う工事又は同項第三号の業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

(事業実施方針)

第一号イ又はロの事業として行う工事又は同項第三号の業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

七 前各号の業務と併せて行う工事

八 前各号の業務と併せて行う工事

九 前各号の業務と併せて行う工事

十 前各号の業務と併せて行う工事

十一 前各号の業務と併せて行う工事

十二 前各号の業務と併せて行う工事

十三 前各号の業務と併せて行う工事

十四 前各号の業務と併せて行う工事

十五 前各号の業務と併せて行う工事

十六 前各号の業務と併せて行う工事

十七 前各号の業務と併せて行う工事

十八 前各号の業務と併せて行う工事

十九 前各号の業務と併せて行う工事

二十 前各号の業務と併せて行う工事

二十一 前各号の業務と併せて行う工事

二十二 前各号の業務と併せて行う工事

二十三 前各号の業務と併せて行う工事

二十四 前各号の業務と併せて行う工事

二十五 前各号の業務と併せて行う工事

二十六 前各号の業務と併せて行う工事

二十七 前各号の業務と併せて行う工事

二十八 前各号の業務と併せて行う工事

二十九 前各号の業務と併せて行う工事

三十 前各号の業務と併せて行う工事

三十一 前各号の業務と併せて行う工事

三十二 前各号の業務と併せて行う工事

三十三 前各号の業務と併せて行う工事

三十四 前各号の業務と併せて行う工事

三十五 前各号の業務と併せて行う工事

三十六 前各号の業務と併せて行う工事

三十七 前各号の業務と併せて行う工事

三十八 前各号の業務と併せて行う工事

三十九 前各号の業務と併せて行う工事

四十 前各号の業務と併せて行う工事

四十一 前各号の業務と併せて行う工事

四十二 前各号の業務と併せて行う工事

四十三 前各号の業務と併せて行う工事

四十四 前各号の業務と併せて行う工事

四十五 前各号の業務と併せて行う工事

四十六 前各号の業務と併せて行う工事

四十七 前各号の業務と併せて行う工事

四十八 前各号の業務と併せて行う工事

四十九 前各号の業務と併せて行う工事

五十 前各号の業務と併せて行う工事

五十一 前各号の業務と併せて行う工事

五十二 前各号の業務と併せて行う工事

五十三 前各号の業務と併せて行う工事

五十四 前各号の業務と併せて行う工事

五十五 前各号の業務と併せて行う工事

五十六 前各号の業務と併せて行う工事

五十七 前各号の業務と併せて行う工事

五十八 前各号の業務と併せて行う工事

五十九 前各号の業務と併せて行う工事

六十 前各号の業務と併せて行う工事

六十一 前各号の業務と併せて行う工事

六十二 前各号の業務と併せて行う工事

六十三 前各号の業務と併せて行う工事

六十四 前各号の業務と併せて行う工事

六十五 前各号の業務と併せて行う工事

六十六 前各号の業務と併せて行う工事

六十七 前各号の業務と併せて行う工事

六十八 前各号の業務と併せて行う工事

六十九 前各号の業務と併せて行う工事

七十 前各号の業務と併せて行う工事

七十一 前各号の業務と併せて行う工事

七十二 前各号の業務と併せて行う工事

七十三 前各号の業務と併せて行う工事

七十四 前各号の業務と併せて行う工事

七十五 前各号の業務と併せて行う工事

七十六 前各号の業務と併せて行う工事

七十七 前各号の業務と併せて行う工事

七十八 前各号の業務と併せて行う工事

七十九 前各号の業務と併せて行う工事

八十 前各号の業務と併せて行う工事

八十一 前各号の業務と併せて行う工事

八十二 前各号の業務と併せて行う工事

八十三 前各号の業務と併せて行う工事

八十四 前各号の業務と併せて行う工事

八十五 前各号の業務と併せて行う工事

八十六 前各号の業務と併せて行う工事

八十七 前各号の業務と併せて行う工事

八十八 前各号の業務と併せて行う工事

八十九 前各号の業務と併せて行う工事

九十 前各号の業務と併せて行う工事

九十一 前各号の業務と併せて行う工事

九十二 前各号の業務と併せて行う工事

九十三 前各号の業務と併せて行う工事

九十四 前各号の業務と併せて行う工事

九十五 前各号の業務と併せて行う工事

九十六 前各号の業務と併せて行う工事

九十七 前各号の業務と併せて行う工事

九十八 前各号の業務と併せて行う工事

九十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百 前各号の業務と併せて行う工事

一百一 前各号の業務と併せて行う工事

一百二 前各号の業務と併せて行う工事

一百三 前各号の業務と併せて行う工事

一百四 前各号の業務と併せて行う工事

一百五 前各号の業務と併せて行う工事

一百六 前各号の業務と併せて行う工事

一百七 前各号の業務と併せて行う工事

一百八 前各号の業務と併せて行う工事

一百九 前各号の業務と併せて行う工事

一百十 前各号の業務と併せて行う工事

一百十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百二十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百三十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百四十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百五十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百六十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百七十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十二 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十三 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十四 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十五 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十六 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十七 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十八 前各号の業務と併せて行う工事

一百八十九 前各号の業務と併せて行う工事

一百九十 前各号の業務と併せて行う工事

一百九十一 前各号の業務と併せて行う工事

一百

場合 その変更後の事業実施計画の概要に係る同号イの事業の実施に係る区域（その変更により同号イの事業の実施に係る区域の一部がその変更後の同号イの事業の実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後の同号イの事業の実施に係る区域に含めた区域。次号において同じ。）内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意及びその変更後の事業実施計画の概要に係る同号ロの事業の実施に係る区域（その変更により同号ロの事業の実施に係る区域の一部がその変更後の同号ロの事業の実施に係る区域に含めた区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後の同号ロの事業の実施に係る区域に含めた区域）内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意

4 前条第四項並びに土地改良法第五条第六項、

官報号外

3

二 その変更後の事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号ロの事業を内容の一部に含まない場合 その変更後の事業実施計画の概要に係る同号イの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意（その変更後の事業実施計画の概要がその変更により同号ロの事業を内容の一部に含まないこととなるときは、当該三分の二以上の同意及びその同号ロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意）による新たな区域を第十九条第一項第一号イの事業の実施に係る区域の一部とすることとなるときは、前項

二 その変更後の事業実施計画の概要が第十九条第一項第一号ロの事業を内容の一部に含まない場合 その変更後の事業実施計画の概要に係る同号イの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意（その変更により同号ロの事業を内容の一部に含まないこととなるときは、当該三分の二以上の同意及びその同号ロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意）による新たな区域を第十九条第一項第一号イの事業の実施に係る区域の一部とすることとなる。

3 第二十三条 公団は、その行う第十九条第一項第一号イ又はロの事業につき、その事業の性質上必要があるときは、その事業の実施に係る区域につき、換地計画を定め、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

2 土地改良法第五十二条第二項、第三項、第五項前段及び第六項から第八項まで、第五十二条の二から第五十二条の五まで、第五十三条（第一項第一号を除く。）、第五十三条の二の二、第五十三条の三、第五十三条の四から第五十五条まで並びに第八十九条の三の規定は、前項の換地計画について準用する。

（交換分合計画）

3 第二十四条 公団は、第十九条第一項第二号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、第二十条第一項の事業実施方針に基づいて交換分合計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項から第十三項まで、第一百一条から第百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第一百九条から第一百十一条まで、第一百三十七条並びに第一百四十二条（同法第百三十七条に係る部分に限る。）の規定は、前項の交換分合計画について準用する。

（災害復旧事業実施計画）

3 第二十五条 公団は、土地改良施設について第十九条第一項第三号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、第二十条第一項の規定は、前項の災害復旧事業実施計画に基づいて災害復旧事業実施に係る区域の一部とすることとなるときは、前項

2 土地改良法第八十九条の三、第九十九条第二項、第五十二条の二の二、第五十三条（第一項第一号を除く。）、第五十三条の二の二、第五十三条の三、第五十三条の四から第五十五条まで並びに第八十九条の三の規定は、前項の換地計画について準用する。

（農地開発公団法案外一件）

3 第二十六条 公団は、第十九条第一項第四号又は第五号の業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

（費用負担）

3 第二十七条 公団は、政令で定めるところにより、第十九条第一項第一号イ及びロの事業、同項第二号の業務並びに同項第三号の業務（土地改良施設に係るものに限る。以下同じ。）に要する費用の一部を当該事業又は業務の実施に係る区域をその区域の全部又は一部とする都道府県に負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令で定めるところによ

り、条例で、第十九条第一項第一号イ又はロの事業に係る市町村にあつては政令で定めるところによ

り、条例で、第十九条第一項第一号イ又はロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、公団が農林省令で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をし

た日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業に係る事業実施計画において予定

した用途以外の用途（政令で定める用途）に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を

した場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所

有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から特別徴収金を徴収することができる。

2 土地改良法第八十九条の三の規定は公団が徴収する前項の特別徴収金の徴収について、同法

ともに、農林大臣の認可を受けなければならない。土地改良施設以外の農業用施設について同号の業務を行おうとするときも、同様とする。

2 公団は、前項前段の規定により災害復旧事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林省令で定めるところにより、当該災害復旧事業実施計画の概要を公告して、当該災害復旧事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第三号の業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3 第二十二条第四項の規定は第一項の場合について準用する。

2 公団は、前項の規定による負担金の全部又は一部を負担することについて同意をした場合には、前項の規定によらず、政令で定めるところにより、第一項の規定による負担金の全部又は一部を当該市町村に負担させることができ

る。

4 前項の市町村は、政令で定めるところによ

り、条例で、第一項の事業又は業務の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者その他の農林省令で定める者で、当該事業又は業務によって利益を受けるものから、その者の受けける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の都道府県又は市町村は、公団にあつては政令で定めるところにより、都道府県及び市町村にあつては政令で定めるところによ

り、条例で、第十九条第一項第一号イ又はロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、公団が農林省令で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をし

た日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該事業に係る事業実施計画において予定

した用途以外の用途（政令で定める用途）に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を

した場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所

有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から特別徴収金を徴収することができる。

2 土地改良法第八十九条の三の規定は公団が徴収する前項の特別徴収金の徴収について、同法

表第一

四 登録免許税法（昭和四十一年法律第三十五号）別表第二

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十六条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のよう改正する。

第一条第十一号中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。
(農林省設置法の一部改正)

第二十七条 農林省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項及び第六項を削る。

第九条第一項第二十九号中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改める。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年四月十一日

参議院議長 河野 謙三殿

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律
律

十四号の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二十年」を「三十年」に改める。
この法律は、公布の日から施行する。

【初村瀧一郎君登壇、拍手】

○初村瀧一郎君 だだいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農用地開発公団法案は、最近における農畜産物の需給の動向等にかんがみ、農畜産物の安

定的な供給をはかるため、農地開発機械公団を廃止し、新たに一定の地域において農畜産物の濃密生産団地の建設に必要な農用地の開発等の業務を行なう新公団を設立しようとするものであります。

委員会におきましては、最近における世界的食料需給の逼迫とわが国の農畜産政策の基本的あり方、新公団の事業実施方法と用地の確保、開発地域の営農類型、補助率のあり方、農地開発機械公団から引き継がれる職員の処遇等について質疑を行ないました。

質疑を終り、日本共産党の塚田委員より修正案が提出され、別に討論もなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決し、本法律案は原案どおり全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

また、優良農地を確保し、積極的に農用地の造成を推進することを求めるとともに、新公団事業実施に関する七項目の附帯決議を全会一致をもつて行ないました。

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 次に、農用地開発公団法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 次に、農用地開発公団法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 次に、農用地開発公団法案の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（河野謙三君） 日程第五 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

【五百萬円】に改める。

第三条の二第一項及び第三項中「三百萬円」を「百五十萬円」に改める。

第五十萬円】に改める。

【五百萬円】に改める。

第三条の三第一項及び第二項中「百万円」を「百

三十萬円】に改める。

【五百萬円】に改める。

第三条の二第一項及び第三項中「三千五百萬円」を「五千万円」に改める。

【五百萬円】に改める。

第三条の二第一項及び第三項中「一億円」を「七千万円」に改める。

【五百萬円】に改める。

第三条の二第一項及び第三項中「三百萬円」を「百

三十萬円】に改める。

【五百萬円】に改める。

きものと決定いたしました。

続いて、適切かつ厳正な運用と公的負担の拡大を期するとともに、保安林制度を再検討し、総合的に施策を整備すべき旨の附帯決議を全会一致をもって行ないました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（河野謙三君） これより採決をいたしま

す。

まず、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

まず、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 次に、農用地開発公団法案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

【賛成者起立】

○議長（河野謙三君） 次に、農用地開発公団法案の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

【賛成者起立】

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年三月二十二日

衆議院議長 前尾繁三郎

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

に、「七千万円」を「一億円」に改める。
附則第四条中「三百万円」を「五百万円」に改める。

生 國際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

5 改正後の中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項（これらの規定を附則第二項の規定による改正後の中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条及び第四条第三項の規定による改正後の中小企業信用保険法の一項を改正する法律附則第三条及び第四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、昭和四十九年二月二十二日から適用する。

審査報告書
伝統的工芸品産業の振興に関する法律案
右は全会一致をもつて別紙の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十五日

參議院議長 河野 謙三殿 商工委員長 銀木 亨弘

附則第一項中「昭和四十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、主として日常生活の用に供される工芸品であつて、一定の地域で伝統的な技術等を用いて製造される等、一定の要件を備えた

ものを伝統的工芸品に指定するとともに、これら伝統的工芸品産業の振興をはかるために、当該産業の事業協同組合等の作製した振興計画を認定し、その実施に要する経費の一部補助とあわせて、金融税制上の必要な助成を行なおうとするもので、妥当な措置と認めるが、施行期日に關し、別紙のとおり修正を行なつた。
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十九年度一般会計予算に一億二千百四万六千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一、伝統的工芸品産業の經營の近代化、作業環境の改善等につき、適切な指導を行なうこと。

二、伝統的工芸品産業の後継者養成のため技能資格制度の創設につき検討するとともに、伝統的工芸品産業の従業員の福利厚生の充実につとめることが。

三、伝統的工芸品の流通機構の近代化等につき適切な指導を行なうこと。

四、伝統的工芸品産業に対する政府系中小企業金融機関の融資制度の充実につとめるとともに、伝統的工芸品の取引の安定等のための事業に関する税制上の優遇措置につき検討すること。

五、指定を受けた伝統的工芸品と同様の工芸品を製造する者が、その製品に、当該指定を受けた伝統的工芸品の产地の製品と誤認を生じさせるようなまざらわしい表示を附すことのないよう十分対処すること。

六、伝統的工芸品類似の外國製品の輸入及び販売に對しては、伝統的工芸品産業に悪影響を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

右決議する。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案

第七十五回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和四十九年三月十九日 參議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

の製造を行なう、又はその製造に從事しているものであること。

前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて行なうものとする。

3 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とするものは、当該工芸品が伝統的工芸品として指定されるよう都道府県知事（当該工芸品の製造される地域の全部が地方自治法昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下次条第一項において「指定都市」という。）の区域内に属する場合にあつては、当該指定都市の長）を經由して通商産業大臣に申し出ることができる。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (目的)

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 通商産業大臣は、伝統的工芸品産業審議会の意見をきいて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

一 主として日常生活の用に供されるものであること。

二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。

三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

五 一定の地域において少なくない数の者がそ

の製造を行なう、又はその製造に從事しているものであることを。

前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて行なうものとする。

3 事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人（以下「協同組合等」という。）は、伝統的工芸品産業に関する振興計画（以下「振興計画」という。）を作成し、これを都道府県知事（当該振興計画に係る伝統的工芸品の製造される地域の全部が指定都市の長。以下同じ。）を経由して通商産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理したときは、これを検討し、意見を附して、通商産業大臣に送付するものとする。

3 前一項に規定するものほか、振興計画の認定及びその取消しに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(振興計画の内容)

第四条 振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項

二 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項

三 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項

四 需要の開拓に関する事項

五 作業場その他作業環境の改善に関する事項

六 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項

七 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項

八 老齢者である従事者、技術に熟練した従事者の他の従事者の福利厚生に関する事項

九 その他伝統的工芸品産業の振興を図るため必要な事項

(認定振興計画の実施に要する経費の補助)

第五条 国及び地方公共団体は、第三条第一項の認定を受けた振興計画(以下「認定振興計画」という。)に基づく事業を実施する協同組合等に対し、当該事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる。

(認定振興計画の実施に要する資金の確保等) 第六条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(税制上の措置) 第七条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業の実施を円滑に推進するため税制上

必要な措置を講ずるものとする。

(表示)

第八条 協同組合等は、その直接又は間接の構成員である伝統的工芸品を製造する事業者の製造する伝統的工芸品について、伝統的工芸品として指定されているものであることの表示を附すことができる。

第九条 通商産業大臣は、伝統的工芸品を製造する事業者に対し、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十四条の規定による法人を設立することができる。

(報告及び助言)

第十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、認定振興計画に基づく事業を実施している協同組合等に対し、その実施状況について報告を求めることができる。

(報告の徴収)

第十三条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に關し調査、研究及び指導を行なうこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指導、助言等を行なうこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行なうこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行なうこと。

七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行なうこと。

八 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

(名称の使用制限)

第九条 協会でない者は、伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いてはならない。

第十条 協会の登記は、(協会に対する補助)

第十二条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十四条の規定による法人を設立することができる。

で定める。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第十三条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十四条の規定による法人を設立することができる。

(協会の業務)

第十四条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に關し調査、研究及び指導を行なうこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指導、助言等を行なうこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行なうこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行なうこと。

七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行なうこと。

八 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

(名称の使用制限)

第九条 協会でない者は、伝統的工芸品産業振興協会といふことを用いてはならない。

第十二条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十四条の規定による法人を設立することができる。

報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

第十三条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第十四条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(附則)

第一 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のよう改定する。

第二十五条第一項の表中織維工業審議会の項の次に次のように加える。

○ 翁木亨弘君登壇 拍手

第三 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のよう改定する。

第二十五条第一項の表中織維工業審議会の項の次に次

官報号外

委員会では、保険限度額の引き上げの理由、中小企業信用保証制度の運用の実態をはじめ、今後の景気の動向と中小企業への影響等の問題について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、伝統的工芸品産業の振興に関する法律案は、一定の地域で伝統的な技術等を用いて製造される等一定の要件を備えた工芸品を伝統的工芸品に指定して、その産業の振興をはかるため、当該産業の事業協同組合等の作成した振興計画を認定して、その実施に必要な助成措置を講じようとするものであります。

委員会では、本法案の立法趣旨、伝統的工芸品の保護対策、外国産の競合製品の実態等について質疑を行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了した後、本法の施行期日を公布の日に改める旨の修正案が竹内藤男君から提出され、趣旨の説明がありました。

討論なく、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいすれも全会一致をもって可決され、よつて、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、伝統的工芸品のものとまぎらわしい表示の規制、類似の外国製品の輸入対策の検討等を内容とする附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

○〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、伝統的工芸品産業の振興に関する法律案の採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございまして、本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第七 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長久保田藤磨君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(河野謙三君) 附則

1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。第三十三条第一項及び別表の規定は、この法律の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 新法附則第六条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に生じた公務上の死又は通勤による死亡又は通勤による死亡に關しては、なお従前の例による。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

○〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

分の三十五に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の三十五」を「百分の四十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の五十六」に改め、同項第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先づて」を「自治省令で定めるところにより」、「四百日分に相当する額」を「千日分に相当する額を超えない範囲内で自治省令で定める額」に改める。

別表日数の欄中「二八〇」を「三一三」に、「二四八」を「二七七」に、「二一九」を「四五」に、「一九一」を「二一三」に、「一六五」を「一八四」に、「一四一」を「一五六」に、「一一七」を「一三一」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「二七〇」を「三〇一」に、「二〇〇」を「二二三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

○久保田藤磨君登壇、拍手

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につい

て、地方行政委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかん

がみ、公務上の災害または通勤による災害を受け

た職員及びその遺族に対する災害補償制度につい

て、國家公務員に対する措置と同様の改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず障害補

償年金及び障害補償一時金の額を障害等級に応じ

それをおおむね一二名程度引き上げることとも

に、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じておおむね一三名程度引き上げることとしてお

ります。また、遺族補償年金受給者に対する前払

い一時金制度については、平均給与額の千日分を

こえない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる

額を支給することとし、この制度の存続期間をさ

らに十年間延長して昭和六十二年十一月三十日までとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ること

を御了承願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に

発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、年金額の改定がすみやかに実施できる具体的措置について検討すること、民間企業における法定外給付との均衡を考慮し適切な措置を講ずること、若年者に対する補償額の引き上げ等について検討すること、という趣旨の附帯決議を付しております。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 附則

〔久保田藤磨君登壇、拍手〕

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につい

て、地方行政委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかん

がみ、公務上の災害または通勤による災害を受け

た職員及びその遺族に対する災害補償制度につい

て、國家公務員に対する措置と同様の改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず障害補

償年金及び障害補償一時金の額を障害等級に応じ

それをおおむね一二名程度引き上げることとも

に、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じておおむね一三名程度引き上げることとしてお

ります。また、遺族補償年金受給者に対する前払

い一時金制度については、平均給与額の千日分を

こえない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる

額を支給することとし、この制度の存続期間をさ

らに十年間延長して昭和六十二年十一月三十日までとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ること

を御了承願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に

発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、年金額の改定がすみやかに実施できる具体的措置について検討すること、民間企業における法定外給付との均衡を考慮し適切な措置を講ずること、若年者に対する補償額の引き上げ等について検討すること、という趣旨の附帯決議を付しております。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 附則

〔久保田藤磨君登壇、拍手〕

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につい

て、地方行政委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかん

がみ、公務上の災害または通勤による災害を受け

た職員及びその遺族に対する災害補償制度につい

て、國家公務員に対する措置と同様の改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず障害補

償年金及び障害補償一時金の額を障害等級に応じ

それをおおむね一二名程度引き上げることとも

に、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じておおむね一三名程度引き上げることとしてお

ります。また、遺族補償年金受給者に対する前払

い一時金制度については、平均給与額の千日分を

こえない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる

額を支給することとし、この制度の存続期間をさ

らに十年間延長して昭和六十二年十一月三十日までとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ること

を御了承願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に

発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、年金額の改定がすみやかに実施できる具体的措置について検討すること、民間企業における法定外給付との均衡を考慮し適切な措置を講ずること、若年者に対する補償額の引き上げ等について検討すること、という趣旨の附帯決議を付しております。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 附則

〔久保田藤磨君登壇、拍手〕

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につい

て、地方行政委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかん

がみ、公務上の災害または通勤による災害を受け

た職員及びその遺族に対する災害補償制度につい

て、國家公務員に対する措置と同様の改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず障害補

償年金及び障害補償一時金の額を障害等級に応じ

それをおおむね一二名程度引き上げることとも

に、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じておおむね一三名程度引き上げることとしてお

ります。また、遺族補償年金受給者に対する前払

い一時金制度については、平均給与額の千日分を

こえない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる

額を支給することとし、この制度の存続期間をさ

らに十年間延長して昭和六十二年十一月三十日までとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ること

を御了承願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に

発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、年金額の改定がすみやかに実施できる具体的措置について検討すること、民間企業における法定外給付との均衡を考慮し適切な措置を講ずること、若年者に対する補償額の引き上げ等について検討すること、という趣旨の附帯決議を付しております。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 附則

〔久保田藤磨君登壇、拍手〕

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につい

て、地方行政委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかん

がみ、公務上の災害または通勤による災害を受け

た職員及びその遺族に対する災害補償制度につい

て、國家公務員に対する措置と同様の改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず障害補

償年金及び障害補償一時金の額を障害等級に応じ

それをおおむね一二名程度引き上げることとも

に、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じておおむね一三名程度引き上げることとしてお

ります。また、遺族補償年金受給者に対する前払

い一時金制度については、平均給与額の千日分を

こえない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる

額を支給することとし、この制度の存続期間をさ

らに十年間延長して昭和六十二年十一月三十日までとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ること

を御了承願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に

発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、年金額の改定がすみやかに実施できる具体的措置について検討すること、民間企業における法定外給付との均衡を考慮し適切な措置を講ずること、若年者に対する補償額の引き上げ等について検討すること、という趣旨の附帯決議を付しております。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 附則

〔久保田藤磨君登壇、拍手〕

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につい

て、地方行政委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかん

がみ、公務上の災害または通勤による災害を受け

た職員及びその遺族に対する災害補償制度につい

て、國家公務員に対する措置と同様の改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず障害補

償年金及び障害補償一時金の額を障害等級に応じ

それをおおむね一二名程度引き上げることとも

に、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じておおむね一三名程度引き上げることとしてお

ります。また、遺族補償年金受給者に対する前払

い一時金制度については、平均給与額の千日分を

こえない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる

額を支給することとし、この制度の存続期間をさ

らに十年間延長して昭和六十二年十一月三十日までとしております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ること

を御了承願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に

発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、年金額の改定がすみやかに実施できる具体的措置について検討すること、民間企業における法定外給付との均衡を考慮し適切な措置を講ずること、若年者に対する補償額の引き上げ等について検討すること、という趣旨の附帯決議を付しております。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 附則

〔久保田藤磨君登壇、拍手〕

○久保田藤磨君 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につい

て、地方行政委員会における審査の経過及び結果

を御報告いたします。

本法律案は、最近における社会経済情勢にかん

がみ、公務上の災害または通勤による災害を受け

た職員及びその遺族に対する災害補償制度につい

て、國家公務員に対する措置と同様の改善措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、まず障害補

償年金及び障害補償一時金の額を障害等級に応じ

それをおおむね一二名程度引き上げることとも

に、遺族補償年金の額についても遺族の人数に応じておおむね一三名程度引き上げることとしてお

ります。また、遺族補償年金受給者に対する前払

い一時金制度については、平均給与額の千日分を

て、本案は全会一致をもつて可決されました。

三 回任用された者 百五十日

○議長(河野謙三君) 日程第八 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

法の一項を改正する法律案

日程第九 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院送付

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。内閣委員長寺本広作君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年四月五日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

した。

第三号に掲げる者にあつては六日、同項第四号に掲げる者にあつては三日、「傷い、疾病に因り」を「傷病により」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十一条第四項の規定により任用された場合又は同条第五項の規定によりその任用期間を延長された場合には、当該任用前又は当該延長前の任用期間が経過した日をもつて退職したものとみなして、当該隊員に第一項の規定による退職手当を支給する。

第二十八条第四項を削り、同条第五項中「定」を「定め」に、「場合の一」を「場合のいすれか」に改め、「第三項の規定による退職手当の外」を削り、「四日」を「八日」に改め、同項を同条第四項とし、同項を同条第六項とする。

第二十九条第一項中「勤続し停年」を「勤続十五年」に改める。

第十六条第三項中「百分の六十五」を「百分の七十六号」の一部を次のよろに改め。

第十六条第三項中「定めの」を「左の」を「次の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者 任用期間が二年である者にあつては百日、任用期間が三年である者にあつては百五十日

二 自衛隊法第三十六条第四項の規定により回任用された者 二百日

。)第十六条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

する。

回任用された者

一百五十日

回任用された者

二百日

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年四月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎

衆議院議長 河野謙三殿

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年四月二十五日

衆議院議長 河野謙三殿

123

（退職手当の特例に関する経過措置）

昭和四十九年七月一日(以下この項において

「施行日」という。)に現に在職する自衛官のう

ち、施行日前に自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十六条第四項の規定により任用された者で次の各号のいすれかに掲げる者に対するこの項において「新法」という。)第二十八

号に掲げる者にあつては三日、「傷い、疾病に因り」

を「傷病により」に改め、同条第三項を次のように

改める。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案

る。

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年四月二十五日

衆議院議長 河野謙三殿

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十九年四月二十五日

衆議院議長 河野謙三殿

衆議院議長 河野謙三殿

衆議院議長 河野謙三殿

衆議院議長 河野謙三殿

衆議院議長 河野謙三殿

衆議院議長 河野謙

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 107,400	円 88,200	円 70,400	円 53,400
2		111,400	86,500	75,400	55,700
3		115,400	89,800	76,500	58,100
4		119,400	98,200	79,600	60,500
5		123,700	96,600	82,700	62,900
6		128,000	100,100	85,800	65,300
7		132,300	103,600	88,900	67,700
8		136,600	107,100	92,000	70,300
9		140,900	110,600	95,100	72,900
10		145,200	114,100	98,200	75,500
11		149,500	117,600	101,300	78,100
12		153,800	121,100	104,400	80,700
13		158,100	124,500	107,500	83,300
14		162,400	127,900	110,600	85,900
15		166,700	131,300	113,700	88,500
16		170,700	134,700	116,800	91,100
17		174,700	138,100	119,900	93,700
18		178,300	141,500	122,900	96,300
19		181,900	144,900	125,900	98,900
20		184,500	148,300	128,900	101,400
21		187,100	151,500	131,900	103,900
22		189,700	154,200	134,900	106,400
23			156,900	137,700	108,900
24			159,600	140,100	111,400
25			161,700	142,500	113,900
26			163,800	144,400	116,400
27			165,600	146,300	118,900
28				148,000	121,400
29					123,700
30					125,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、この法律

による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第七八の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)
昭和四十九年四月一日(以下「切替日」とい

う。)の前日において医療職俸給表(三)の職務の等級の最高号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその所属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めることによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日において医療職俸給表(三)の適用を受けた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日における職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)
前三項の規定の適用について、改正前の法

の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けたいた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)
切替期間において医療職俸給表(三)の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)
附則第二項から前項までに定めるものほか、この法律の施行に関必要な事項は、人事院規則で定める。

(医療職俸給表(三)の適用を受ける防衛厅の職員の俸給月額の切替え等)
切替日の前日において別表第七八の職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた者を除く。)の切替日ににおける俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けたいた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛厅職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用について、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(切替期間において防衛厅職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第七八の適用を受ける防衛厅の職員の俸給月額及びこれを受けたることとなる期間並びにその者が防衛厅職員

給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで又は第六項に規定する職員の例による。

〔寺本広作君登壇、拍手〕

○寺本広作君 ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、航空手当等の最高支給割合を一〇%引き上げて俸給の百分の七十五にするとともに、任期制自衛官のうち、継続任用された自衛官が退職する場合等の退職手当を増額しようとするものであります。

なお、本法案は、衆議院において、施行期日等について所要の修正が行なわれております。

委員会におきましたは、任期制自衛官の退職手当の理由、諸手当のうち特に航空手当を改善する理由、自衛官募集のあり方、自衛官の充足と離隊の状況及び離隊の理由、防衛医科大学校の入学辞退が多い理由等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(河野謙三君) 次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本道路公団法の一部を改正する法律案

委員会におきましたは、看護婦不足による医療機関の現状との対策、看護婦の待遇と勤務条件の改善及び養成体制の整備、看護婦不足に対する具体的な諸施策、非常勤看護婦の待遇の改善等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案の採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本道路公团法の一部を改正する法律案

国会に提出する。
昭和四十九年二月二十七日

内閣総理大臣 田中 角栄

第三十九条の見出しを「(大蔵大臣等との協議)」に改め、同条第一号中「第四条第二項」の下に「第十九条の二」を加え、同条に次の二号を加える。

四 第三十一条第一号の規定による指定をしよ

うとするとき。

第三十九条に次の二項を加える。

2 建設大臣は、第二十二条の規定により公團の予算を認可しようとするときは、第十九条第一項第五号に掲げる業務のうち、自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条の規定により運輸大臣の免許を受けなければならぬ業務に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

3

この法律は、公布の日から施行する。

附則
1 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は建設大臣に意見を提出することができる。

第十二条第一号を次のように改める。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

第十二条第一号を次のように改める。

二 認めるときは、總裁又は建設大臣に意見を提出することができる。

第十二条第一号を次のように改める。

三 第十二条第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十九条第一項第六号中「前五号」を「前各号」とし、「基き」を「基つき」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前四号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 高速自動車国道と密接に関連し、かつ、自動車交通の能率の増進を図るために必要なトランクターミナル、貨物保管施設その他施設で政令で定めるものの建設及び管理を行うこと。

第十九条の次に次の二条を加える。

(投資)

第十九条の二 公團は、建設大臣の認可を受け、前条第一項第五号に掲げる業務を行なうことを中心とする事業に投資することができるものとすること、第三に、同公團は、余裕金により建設大臣の指定する有価証券を取得することができるものとすること並びに監査の職務及び権限等について所要の改正を行なうことであります。

委員会においてはきわめて熱心な質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願うこといたしました。

質疑を終了、討論に入り、公明党を代表して田代富士男君、日本共产党を代表して春日正一君よりそれぞれ反対の意見が述べられました。次いで、採決の結果、多數をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、最近の多様化しつつある運輸交通事情の実態にかんがみ、総合的かつ一体的な施策の確立についてすみやかに抜本的な検討を行ない、各種輸送交通機関の担当する分野を明確にするとともに、トラックターミナル等の建設、管理を行なう事業体については、その公共性にかんがみ、これに対する日本道路公団、関係地方公共団体その他の出資者の構成につき慎重に配慮するとともに、出資比率の均衡をはかりその経営の適正を期すること、日本道路公団の資金及び資産の管理及び運用にあたっては適正を期すること、高速自動車国道のインターチェンジの設置にあたっては、関係市町村の地域計画等を勘案し、地元の意向を反映させようつとあるとともに、関連道路の整備を促進すること、高速自動車国道の整備にあたっては、関係機関と協議し、環境の保全、公害の防除、交通事故防止等の対策について十分な措置を講ずることを内容とする自由民主党による附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 簡易生命保険法

の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

昭和四十九年四月二十六日 参議院会議録第十九号

村清一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十九年四月五日

参議院議長 河野 謙三殿 衆議院議長 前尾繁三郎

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律
〔第六条第一項に次の一号を加える。〕

十四 割増金に関する事項
第十七条第一項中「三百万円をこえて」を「五百

万円を超えて」に改め、同条第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第三十一条第一項中「(その額が当該保険契約に

つき第四十七条第一項又は第二項の規定により剩余金を分配するものとした場合において分配すべきこととなる額に満たない保険契約にあつては、当該分配すべきこととなる剩余金の額に相当する金額」を削る。

第四十七条第三項を削る。
第二章中第五十四条の次に次の一条を加える。
(割増金付簡易生命保険の取扱い)
第五十四条の二 簡易生命保険については、くじ引により割増金を付ける取扱いをすることができる。
かかる。

2 前項の割増金については、所得税を課さない。

この法律は、昭和四十九年五月一日から施行する。ただし、第十七条の改正規定は、同年十

月一日から施行する。

昭和五十年三月三十一日までの間は、この法

律による改正後の第十七条第一項中「被保険者一人につきそれぞれ五百円を超えてはならない。」とあるのは「被保険者一人につき、それぞれ五百円を超えてはならず、かつ、定期保険の保険契約及びこれに付された傷害特約に係るものを除き三百万円を超えてはならない。」とす

る。

3 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額については、なお前例による。

4 この法律による改正後の第六条第一項第十四号及び第五十四条の二の規定は、昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に取扱いを開始した割増金付の簡易生命保険については、これらの規定は、なおその効力を有する。

〔川村清一君登壇、拍手〕

○川村清一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実をはかるため、保険金の最高限度額を現行の三百万円から五百万円に、また最低限度額を現行の十万円から二十万円に、それぞれ引き上げるとともに、不慮の事故死等により保険金の倍額支払いをする場合にも剩余金を分配することと

するほか、経済の現状に即応する臨時の措置として簡易生命保険にくじ引きにより割り増し金をつけることができるようになると等を内容とするものであります。

通信委員会におきましては、簡易保険事業運営のあり方、くじ引きによる割り増し金つき簡易保険発売の問題、異常な物価情勢下における簡易保険加入者の保護対策、保険料団体払い込み制度の

運用の適正化等、各般にわたる質疑が行なわれます。

質疑を終え、討論もなく、採決の結果、本法律案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。本案は賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

國立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長植木光教君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

に、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附
則

この法律は、公布の日から施行する。
改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律
第二条の三の規定は、昭和四十九年四月一日
から適用する。

本案施行に要する経費としては、昭和四十九年度において約八千三百六十万円の見込みである。

「審査報告書は都合に」と
本案施行に要する経費とし
施行に要する経費とし
いて約八千三百六十万

國立国会圖書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

參義完義表

河野
謙三殿

二二二

圖書館法の規定による

國文

文部省圖書館及びその職員に関する

る法律の一部を改正する法律
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置
かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭
和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改
正する。

公正取引委員会
正取引委員会図書館
国立国会図書館支部公

この法律は、公布の日から施行する。

月分増額しようとするものでありまして、勤続特別手当については、昭和四十九年四月一日から適用することといたしております。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。
これにて本題いたしました。

午前十一時休憩
〔休憩後開議に至らなかつた〕

野末	和彦君	栗林	卓司君
藤井	恒男君	青島	幸男君
沢田	実君	矢追	秀彦君
三木	忠雄君	阿部	憲二君
松下	正寿君	柏原	ヤス君
原田	立君	中沢伊登子君	明君
田代	富士男君	黒柳	邦彦君
高山	恒雄君	渋谷	利次君
宮崎	正義君	中村	徹一君
中尾	辰義君	小平	芳平君
多田	省吾君	寺下	岩藏君
村尾	重雄君	松岡	克由君
細川	護熙君	橋本	繁藏君
中村	登美君	棚辺	邦雄君
柴立	芳文君	高橋	太郎君
鳴崎	護熙君	岡本	悟君
玉置	禎二君	高橋	雄之助君
山内	均君	木島	義夫君
小川	直治君	大森	久司君
鹿島	和郎君	植竹	春彦君
植木	俊雄君	杉原	正吉君
新谷寅三郎君	光教君	上原	荒太君
古池	信三君	温水	正吉君
高橋文五郎君	一郎君	木島	正俊君
	半次君	大森	正俊君
	俊雄君	岡本	正俊君
		高橋	正俊君

昭和四十九年四月二十六日 參議院会議録第十九号
議長の報告事項

正に開する特別委員会に付託した。

公職選舉法の一部を改正する法律案

同日内閣から、林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和四十八年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九条第二項の規定に基づく昭和四十九年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十八年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十九年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

文教委員
商工委員
決算委員
文教委員
商工委員
決算委員
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

安永 英雄君
鈴木 美枝子君
山田 勇君
安永 英雄君
野末 和彦君

去る十八日衆議院から、左の件は憲法第六十一条の規定により衆議院の議決が国会の議決となつた旨の通知書を受領した。

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求める件
渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求める件
渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求める件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求める件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求める件

渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求める件

同 外務委員

同 文教委員

同 建設委員

同 通信委員

同 運輸委員

同 内閣委員

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 横川 正市君

同 岩本 政一君

同 西村 尚治君

同 長谷川 仁君

同 黒住 忠行君

同 鈴木 強君

同 高山 恒雄君

同 高山 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 渡辺 昌三君

同 河村 捷郎君

同 消防厅次長

同 横手 正君

同 森岡 敏君

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 河村 捷郎君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同 星野 力君

同 高田 浩運君

同 渡辺 武君

同 二木 謙吾君

同 中村 登美君

同 志村 愛子君

同 宮之原貞光君

同 加藤 進君

同 安永 恒雄君

同 木村 隆男君

同 西村 尚治君

同 今泉 正二君

同 法務大臣官房会計課長

同 中小企業庁指導部長

同 自治大臣官房審議官

同 消防厅次長

同 星野 重次君

同 岩間 正男君

同 高橋 邦雄君

同 平島 敏夫君

同	大蔵委員 文教委員	岩間 正男君 加藤シヅエ君
同	社会労働委員 農林水産委員	高橋 邦雄君 黒住 忠行君 高橋雄之助君 宮之原貞光君 鈴木 強君 若林 正武君
同	商工委員	今 春聰君 上原 正吉君 小野 明君 小笠原貞子君 二木 謙吾君 郡 祐一君 鳴崎 均君 寺下 岩藏君 須藤 五郎君 白井 勇君 上田 哲君
同	通信委員	高橋 邦雄君 (高橋邦雄君の補欠)
同	建設委員	高橋 邦雄君 (高橋邦雄君の補欠)
同日委員会において選任した理事は左の通りである。		
地方行政委員会	理事 高橋 邦雄君 外務委員会	理事 平島 敏夫君 (平島敏夫君の補欠)
商工委員会	理事 藤井 恒男君 (藤井恒男君の補欠)	理事 黒住 忠行君 (黒住忠行君の補欠)
運輸委員会	理事 菅野 儀作君 (菅野儀作君の補欠)	理事 今泉 正二君 (今泉正二君の補欠)
通信委員会	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。	国民年金法等の一部を改正する法律案
農林水産委員会	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。	児童手当法等の一部を改正する法律案
同	同	同日衆議院から左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

長は即日これを委員会に付託した。

国會議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付

に関する法律の一部を改正する法律案

議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改

正する法律案

國立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

國立衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
農林水産委員会に付託

告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、フランツ・ヨナス・オーストリア共和国大統領

レーネ・ティッシュニコ同國連邦議會議長宛、左の弔電を発送した。

國民健康保険法の一部を改正する法律案（川俣健二郎君外十三名提出）

社会労働委員会に付託

告書

同日議長は即日これを委員会に付託した。

國民健康保険法の一部を改正する法律案（川俣健二郎君外十三名提出）

簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書

告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

告書

同日議長は、フランツ・ヨナス・オーストリア共和国大統領

レーネ・ティッシュニコ同國連邦議會議長宛、左の弔電を発送した。

國民健康保険法の一部を改正する法律案（川俣健二郎君外十三名提出）

社会労働委員会に付託

告書

同日議長は即日これを委員会に付託した。

法務省設置法の一部を改正する法律案

告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

小川 半次君

八六

〔第十六号参照〕

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月二十六日 参議院会議録第十九号

昭和四十九年四月四日

内閣委員長 寺本 広作

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法務行政の円滑な運営を図るために、東京法務局に民事行政部に代えて民事行政第一部及び民事行政第二部を設置するとともに、出入国管理行政を有効適切にするため、伊万里市に入国管理事務所の出張所を置く等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約三百九万円であつて、昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

政府は、登記制度の重要性にかんがみ、登記事務の合理化を一層推進し、国民に対する登記行政のサービス向上を図るため、登記事務従事職員の大幅な定員増に努めるとともに、登記所の適正配置の実施にあたつては、地域住民の利便等を十分考慮し、慎重に対処すべきである。

右決議する。

審査報告書

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月三日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 金井 元彦

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十九年度から流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合の引上げに伴い、沖縄振興開発計画に掲げる流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合についてもその引き上げられた割合によることとし、規定の整備を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、昭和四十九年度一般会計予算(沖縄開発厅下水道事業費補助)に所要経費の増加分約一億一千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点に留意し、沖縄振興開発計画の推進に遺憾なきを期すべきである。

一、地籍未確定問題を解消するため、米軍提供施設・区域をも含む土地調査をすみやかに完了するよう努めること。

二、振興開発の推進にあたつては、産業の均衡ある発展に努めるとともに、環境保全、埋蔵文化財の保護について適切な措置を講ずること。

なお、離島における上水道をはじめとする生活関連施設の整備等を促進すること。

三、振興開発計画に基づく国の補助事業については、現地の実情に即して補助単価を改定する等の措置を講じ、自治体の財政負担の軽減に努めること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月三日

沖縄及び北方問題に関する特別委員長 金井 元彦

右決議する。

審査報告書

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿

運輸委員長 宮崎 正雄

昭和四十九年四月四日

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における外航船舶の建造の需要の動向及びその建造の能力並びに我が国との国際海運に必要な船舶の整備の状況にかんがみ、現行法の有効期間が昭和五十年三月三十日までとなつてゐるものと船舶の建造調整を行わなくとも我が国の国際海運の健全な発展に支障を生じなくなつたときに廃止するものとすることに改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年四月四日

参議院議長 河野 謙三殿 通信委員長 川村 清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、一の預金者に対する貸付金の限度額を現行十万円から二十万円に引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認める。

右決議する。

五四四

定価一部五十円 行所

東京都港区赤坂見附二番地 郵便番号107
大蔵省印刷局

ペジ 段 行 誤 正	ペジ 段 行 誤 正	第十五号(その一)中正誤
四九 一から三一・六%	四九 一から三一・六%	第十六号中正誤
四六 四・五 立 増	四六 四・五 立 增	第十七号中正誤
四五 一から三一・六%	四五 一から三一・六%	第十八号中正誤
四四 一から三一・六%	四四 一から三一・六%	第十九号中正誤
四三 一から三一・六%	四三 一から三一・六%	第二十号中正誤
四二 一から三一・六%	四二 一から三一・六%	第二十一号中正誤
四一 一から三一・六%	四一 一から三一・六%	第二十二号中正誤
四〇 一から三一・六%	四〇 一から三一・六%	第二十三号中正誤
三九 一から三一・六%	三九 一から三一・六%	第二十四号中正誤
三八 一から三一・六%	三八 一から三一・六%	第二十五号中正誤
三七 一から三一・六%	三七 一から三一・六%	第二十六号中正誤
三六 一から三一・六%	三六 一から三一・六%	第二十七号中正誤
三五 一から三一・六%	三五 一から三一・六%	第二十八号中正誤
三四 一から三一・六%	三四 一から三一・六%	第二十九号中正誤
三三 一から三一・六%	三三 一から三一・六%	第三〇号中正誤
三二 一から三一・六%	三二 一から三一・六%	第三一号中正誤
三一 一から三一・六%	三一 一から三一・六%	第三二号中正誤
三〇 一から三一・六%	三〇 一から三一・六%	第三三号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三四号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三五号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三六号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三八号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三九号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三一〇号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三一一号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三一二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三一三号中正誤
一九 一から三一・六%	一九 一から三一・六%	第三一四号中正誤
一八 一から三一・六%	一八 一から三一・六%	第三一五号中正誤
一七 一から三一・六%	一七 一から三一・六%	第三一六号中正誤
一六 一から三一・六%	一六 一から三一・六%	第三一七号中正誤
一五 一から三一・六%	一五 一から三一・六%	第三一八号中正誤
一四 一から三一・六%	一四 一から三一・六%	第三一九号中正誤
一三 一から三一・六%	一三 一から三一・六%	第三二〇号中正誤
一二 一から三一・六%	一二 一から三一・六%	第三二一号中正誤
一一 一から三一・六%	一一 一から三一・六%	第三二二号中正誤
一〇 一から三一・六%	一〇 一から三一・六%	第三二三号中正誤
九 一から三一・六%	九 一から三一・六%	第三二四号中正誤
八 一から三一・六%	八 一から三一・六%	第三二五号中正誤
七 一から三一・六%	七 一から三一・六%	第三二六号中正誤
六 一から三一・六%	六 一から三一・六%	第三二七号中正誤
五 一から三一・六%	五 一から三一・六%	第三二八号中正誤
四 一から三一・六%	四 一から三一・六%	第三二九号中正誤
三 一から三一・六%	三 一から三一・六%	第三三〇号中正誤
二 一から三一・六%	二 一から三一・六%	第三三一号中正誤
一 一から三一・六%	一 一から三一・六%	第三三二号中正誤
〇 一から三一・六%	〇 一から三一・六%	第三三三号中正誤
一 一から三一・六%	一 一から三一・六%	第三三四号中正誤
二 一から三一・六%	二 一から三一・六%	第三三五号中正誤
三 一から三一・六%	三 一から三一・六%	第三三六号中正誤
四 一から三一・六%	四 一から三一・六%	第三三七号中正誤
五 一から三一・六%	五 一から三一・六%	第三三八号中正誤
六 一から三一・六%	六 一から三一・六%	第三三九号中正誤
七 一から三一・六%	七 一から三一・六%	第三三一〇号中正誤
八 一から三一・六%	八 一から三一・六%	第三三一一号中正誤
九 一から三一・六%	九 一から三一・六%	第三三一二号中正誤
一〇 一から三一・六%	一〇 一から三一・六%	第三三一三号中正誤
一一 一から三一・六%	一一 一から三一・六%	第三三一四号中正誤
一二 一から三一・六%	一二 一から三一・六%	第三三一五号中正誤
一三 一から三一・六%	一三 一から三一・六%	第三三一六号中正誤
一四 一から三一・六%	一四 一から三一・六%	第三三一七号中正誤
一五 一から三一・六%	一五 一から三一・六%	第三三一八号中正誤
一六 一から三一・六%	一六 一から三一・六%	第三三一九号中正誤
一七 一から三一・六%	一七 一から三一・六%	第三三二〇号中正誤
一八 一から三一・六%	一八 一から三一・六%	第三三二一号中正誤
一九 一から三一・六%	一九 一から三一・六%	第三三二二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三二三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三二四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三二五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三二六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三二七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三二八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三二九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三一〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三一一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三一二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三一三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三一四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三一五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三一六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三一七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三一八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三一九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三二〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三二一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三二二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三二三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三二四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三二五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三二六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三二七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三二八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三二九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三三〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三三一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三三二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三三三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三三四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三三五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三三六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三三七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三三八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三三九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三三一〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三三一一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三三一二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三三一三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三三一四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三三一五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三三一六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三三一七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三三一八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三三一九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三三一一〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三三一一一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三三一一二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三三一一三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三三一一四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三三一一五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三三一一六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三三一一七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三三一一八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三三一一九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三三一一一〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三三一一一一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三三一一一二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三三一一一三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三三一一一四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三三一一一五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三三一一一六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三三一一一七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三三一一一八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三三一一一九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三三一一一一〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三三一一一一一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三三一一一一二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三三一一一一三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三三一一一一四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三三一一一一五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三三一一一一六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三三一一一一七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三三一一一一八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三三一一一一九号中正誤
二七 一から三一・六%	二七 一から三一・六%	第三三三三一一一一一〇号中正誤
二八 一から三一・六%	二八 一から三一・六%	第三三三三一一一一一一号中正誤
二九 一から三一・六%	二九 一から三一・六%	第三三三三一一一一一二号中正誤
二〇 一から三一・六%	二〇 一から三一・六%	第三三三三一一一一一三号中正誤
二一 一から三一・六%	二一 一から三一・六%	第三三三三一一一一一四号中正誤
二二 一から三一・六%	二二 一から三一・六%	第三三三三一一一一一五号中正誤
二三 一から三一・六%	二三 一から三一・六%	第三三三三一一一一一六号中正誤
二四 一から三一・六%	二四 一から三一・六%	第三三三三一一一一一七号中正誤
二五 一から三一・六%	二五 一から三一・六%	第三三三三一一一一一八号中正誤
二六 一から三一・六%	二六 一から三一・六%	第三三三三一一一一一九号